

平成29年第3回定例会議事日程（第4号）

平成29年9月22日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第42号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第43号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第44号 平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第45号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第46号 平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議案第47号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第48号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第49号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第50号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議会報告会の実施について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 意見書第2号 道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書
- 日程第18 閉会中の継続審査の申し出について

平成29年第3回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成29年9月22日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月22日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、改めましておはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、梅津議員、横川議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

議案第38号から第50号までの12案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設、決算特別委員会の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。総務文教常任委員会審査報告を行います。

1. 議案第38号職員の育児休業等に関する条例の制定について。
2. 議案第39号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
3. 議案第44号平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について。
4. 議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について。所管事項。

去る9月7日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第38号職員の育児休業等に関する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、議会本会議で、給付型奨学金について政府などで検討をしているという話もあるが、現在町は考えていないと答弁している。国から出ればそうなるのですが、町独自ですることの検討はすべきだと思うが、これからも検討はしませんか。

奨学金の原資が少なくなっているが、それをふやす考えはありませんか。

申し込みする方が少ない、申し込んで実施された方がやめるということを知りますが、使いづらい理由がありますか。

等々の質疑がなされ、意見では、町の御家族、学生さんにとっても大変有意義な制度だと思えます。ぜひとも維持をして続けていただきたいと思ひ賛成します。

収入未済額もなく、きちんと決算されています。このことは、我が町で堅実に遂行されていると思えます。今後とも奨学金制度が引き続き健全に行われるように希望して賛成します。

等々の意見があり、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、第2表債務負担行為補正の追加分に補助や交付税措置はありませんか。

社会資本整備総合交付金（町営住宅分）で、別府団地建設全体の事業費の補助率は幾らになるのですか。

道路が北側にあるが、その北側の4棟8戸分ということですか。

今回対象となるのは何平方メートルですか。全体で何平方メートルですか。道路は入っていないのですか。

解体後、どのような計画になるのですか。

6戸住んでいるということですが、その方々はどのような計画になっていますか。どのような希望を持たれているのですか。

住民基本台帳システム等の改修で事務の効率が上がるのですか。

マイナンバー制度で旧姓の併記がされるようになるということだが、女性の中には旧姓を残したいと思う人が多くあると聞いていますが、身分証明書（免許証）などで旧姓表記はないが、マイナンバー普及の一助にもなると思うが、この啓蒙、啓発、お知らせをどのように考えていますか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、福祉産業建設委員長。横川委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。福祉産業建設常任委員会審査報告。

1. 議案第42号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
2. 議案第43号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。
3. 議案第45号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

4. 議案第46号平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。
5. 議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について。所管事項。
6. 議案第48号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。
7. 議案第49号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。
8. 議案第50号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について。

去る9月7日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第42号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、財政調整交付金のふえた理由は何ですか。

特別調整交付金は、吉富町は多い方なのですか。

高額療養費でウェートが大きいものは何ですか。

出産育児一時金の支給は何件ですか。

歳入歳出差引残額が1億3,239万6,067円と黒字になっているが、最初から下げた予算でできたのでは、もしくは保険税を下げることもできたのではないですか。

医療費が県下で高い要因は何ですか。

国民健康保険が県に移管された場合、保険税（料）は上がらないですか。

保険税は使う人が負担するもの、上がるものと思っていたが、9日にその会議があったと聞きましたが、その結果は出なかったのですか。

歳入歳出差引残額が約1億3,239万円あり、そのうち基金の繰り入れが5,000万円（約37%）しているが、根拠は何ですか。6,000万円、7,000万円してもよかったのではないですか。

等々の質疑がなされ、意見では、国民健康保険は、県移管に関しての状態がまだ不明であり、わかり次第早目に住民への説明を求めて賛成します。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第43号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、先日の本会議で吉富町は保険料の徴収率が県下でトップだと聞いたが、何か理由があるのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたし

ました。

議案第45号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、受益者負担金の件数を教えてください。

滞納する方の理由はわかりますか。

下水道使用料の接続済み、可能件数は何件ですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第46号平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、幼保一体化施設こどもの森費の不動産鑑定委託料で、本会議で1,000平米近い広さになると不動産鑑定を入れると、1,000平米以上や町が要望するときなど、その都度相手と話して決めるのではなく、町で条件をつくらないのですか。

今吉地区の不動産価格（公定価格）は、大体幾らくらいですか。たたき台になるようなものはないのですか。

審議するに当たり、購入費（次に出てくる予算）が幾らくらいかかるかわからないと、この金額で通していいのかわからないのではないですか。

予防費の舞台操作賃金が上がっているが、増額の理由は何ですか。

漁村センターの下水道接続工事及び多目的トイレ設置工事費で漁業振興基金を使うと説明を受けたが、漁業振興基金の用途基準（目的）は何ですか。

基金条例上の問題はない（何条による）のですか。

24時間使用可能が前提の野外トイレとなるが、管理主体はどこになり、どういう形で維持管理し、その経費はどうするのですか。

管理する方々の管理が厳しいのではないですか。

聞いた範囲では、誰一人つくってほしいという人はいない。公衆便所的なものになり、あとの管理もある。漁村センターに下水道を接続することには大いに賛成だが、トイレができ上がって相談するよりも、つくろうとするときに両自治会長に話をして、管理体制を決めてからでも遅く

ないのではないですか。

補助メニューはなかったのですか。仮に分割工事をした場合どういう金額になるのですか。

土木総務費の再任用職員はどんな業務に従事し、役場の中でどのような位置づけになるのですか。

J R高架下の道路改良は舗装ではなくコンクリート設置と聞いたが、高さは現状よりも10センチほど低くなるのですか。作業は手掘りですか。

J Rの許可をもらった特殊な会社に頼むようになるというが、随意契約の可能性もあるのですか。町の要望を聞いてもらえなかったりするのですか。

朝夕車の通行が多いが、時間帯指定などもJ Rからされるのですか。

皇后石萱屋線道路拡幅工事は、今は何もないところにでき、新設のようなものですか。

別府団地の解体工事は、今までの場所ではなく、残っていた北側の建物を解体すると、特別委員会で担当から、せつかくなら一緒に壊したほうがいと説明も受けていたが、今まで出していた計画と別にプラスした補助申請を上げたと思うが、どれぐらいの平米数を予定して出しているのですか。建物しか申請を上げてないのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、漁村センターのトイレ設置工事に関しては、漁業振興基金を財源とすることになっているが、基金条例の設置、使途、目的とは相反しているのではないかと思ひ、この予算に関しては賛成できかねるので、反対します。

漁村センターのトイレ工事設置について、管理者がはっきりしないのにトイレを設置することは考えられないので、反対します。

等々の反対意見がなされ、採決では原案を否決すべきものと決定いたしました。

議案第48号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、福岡県国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金に関連し、県に移管するときに町で準備するお金があるのか、今の段階では必要ないということですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、口座振替率は、ほぼ100%になっているのですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

した。

議案第50号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、給水塔の工事に関して、小学校がすぐ近くなので車の出入りに気をつけてと議会でも求めていたが、一度車両が入ればほとんど出入りはないということだったが、その後、問題があったような事例の報告などはありませんか。

等の質疑がなされ、意見では、水道事業については、以前から頑張ってもらっていて、命の源である水道を今後とも勤勉に、住民のために頑張ってもらいたく、賛成の意見とします。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、決算特別委員会委員長報告。花畑委員長。

○決算特別委員長（花畑 明君） 決算特別委員会審査報告。

1. 議案第41号平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について。

去る9月7日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第41号平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

歳入の質疑では、住民税、固定資産税など減額になった理由が聞きたい。

地方交付税減収の説明を求めます。

ふるさとセンター使用料が26年度、27年度に比べてふえている。何が考えられますか。

社会資本整備総合交付金の町営住宅分については、年度を繰り越してきているが、現在までの事業費ベースでは何%ですか。

家賃低廉化事業分は山王団地の分が入ってきているが、3年にまたがり建設されているので、入居者も3年にまたがり入居しており、年度ごとにわかりませんか。

近傍同種の家賃について、山王団地は近傍同種に比べて高い金額だったが、高級な住宅を建てれば、その分たくさんの金額がもらえることになるのですか。

ふるさと吉富まちづくり応援寄附金の寄附者は、町内の人ですか。

今回も返礼などはしなかったのですか。

歳出の質疑では、企業立地奨励金、定住化奨励金は何件分ですか。

役場庁舎増改築工事監理業務委託料では、入札が不調になったと思うが、全部で3回不調となり、2回目が不調になったときに、3,000万円予算を追加し、2億3,000万円に組み替えたが、設計はやり直したのですか。

設計者への負担にはならなかったのですか。

築上東部乗合タクシー運行は、再三議会から市民病院まで延伸できないかの質問、要望があったと思うが、上毛町と中津市の事業者なども入る公共交通会議によって決まると説明を受けたが、そういう話も持っていくますということだったが、その後、この話は出ていますか。

築上東部乗合タクシーと町内巡回バスの運行（利用）状況を知りたい。

町内巡回バスは、ことし10月から運行が変更になるが、今回も日曜日の運行はしないのですか。今回の様子を見た上でないとしなないということですか。

待合所は、真夏や降雨時の対策も必要ではないですか。

民間の土地を貸してもらえるような努力はしたのですか。

吉富町の犯罪等の発生状況を聞きます。

本町における暴力的行為、あるいは暴力団事務所がありますか。

まち・ひと・しごと創生事業の成果について説明を求めます。

絵本カーニバルは継続していくのですか。フォーユー会館には図書室、子育て環境では子育て支援センターがあるが、そういうところで通常から何かする予定はないのですか。

町内には読み聞かせの方々もおり、啓蒙的な活動による読書推進活動などで図書館づくりに向けた方向性は考えられませんか。

地方加速化交付金、推進交付金をもとにする事業だが、交付金がなくなった後も単費で続けるのですか。

チャレンジショップ周辺整備工事で、今回2店舗を追加したが、今後の予定を教えてください。

新婚家庭新生活応援補助金は、予算が900万円余ったが、理由は何ですか。

障害者基本計画が作成されたが、計画策定でどうなったのですか。

あんしん住宅リフォーム事業は、ふえるような傾向であってもおかしくない気がするが、少ない理由はありますか。

放課後児童クラブ送迎支援委託は、団体との契約ですか。今はどうなっているのですか。

農業振興費でパイプハウスが今年度もゼロ件だったが、今後どうする予定ですか。申請が来たときのために予算を確保することはわかるが、この状態が続くようであれば、何か改善をしないのですか。

青年就農給付金は、何年、何人分ですか。

界木地区ほ場整備調査設計業務委託料の総平米数は幾らを予定していましたか。何筆で、1枚当たり何平米を予定した設計ですか。

道路台帳補正業務委託はでき上がったのですか。我々が行っても見る事ができるのですか。防災道路や狹隘道路の指定はされているのですか。

道路新設改良費の工事費には幸子村中道路の分も入っていると思うが、壁も入っているのですか。

予算化の段階では28年度に附帯工事をする予定ではなかったですか。

分けてした場合の金額は多くなったのですか。

町道用地買収費の不用額の説明と実施個所に不動産鑑定をした部分がありますか。

都市計画基礎調査と都市計画図作成を行った成果と活用方法を教えてください。

公園費の測量はどういうものをしたのですか。

天仲寺公園の再整備分ということだが、計画の意味、目的は何ですか。

駅前周辺管理費の警備保障委託で不審者、補導実績、盗難等のような報告を受けていますか。

住宅管理費、修繕料の内容の説明を求めます。

各団地で特徴的なものがありますか。

住宅建設費の山王団地変更住宅性能評価申請業務委託料は、2級から3級に上げてもらうための評価を変更するための委託料ということだが、上がったらどうなるのですか。最初の評価が間違っていたのですか。

災害対策費の木造用耐震診断助成が不用額に上がっているが、啓発不足と考えていますか。住民の意識が低いと考えていますか。

教育委員会の委員会議事録の作成を委託し、公開制にする予定はありませんか。

適応指導教室負担金に関連し、28年度は2名を指導したということですが、現在はどうか。

子ども会育成連絡協議会の加入団体等増減はありませんか。減っていることをどのように考えていますか。

図書購入費で、本の購入はどこで決定するのですか。展示を時々変えたり、特集を組むなどしていますか。活性化する方法は何か考えていますか。

蔵書数は何冊ですか。手狭ではないですか。

文化財の町の指定はどこで決めるのですか。五、六年前から現在までに文化財保護委員会に諮問したことがありますか。

県界石は直江のお宮に保存されているものもあるが、吉富の文化財に指定されていますか。それを整備するときはここから出るのですか。

フォーユー会館に不審者が出たので防犯カメラを設置したということだが、カメラの映像に関しての管理者、取扱者は誰ですか。設置後の犯罪等はどうなっていますか。

公債費の元金利子の説明と推移はどうなっていますか。

歳入歳出全般の質疑では、28年度に条例改正があつて議案が出て質疑応答をしてきたが、年

度途中で国の法令、法規、県の条例等が変わった場合の交付金や補助金などの率が年度内に変わったようなことはありませんでしたか。変わったときに内示はどういう時期にあるのですか。

分担金や負担金の支払い、決定される時期はいつ頃ですか。補正予算で減額することができたものもあったのではないですか。

実質収支に関する調書の質疑では、歳入歳出差引残額が2億9,664万円、そのうち基金繰入額を1億2,000万円財政調整基金に積み、翌年度への繰越額は約1億7,600万円ですが、本来余るべきものは補正をかける必要はなかったのですか。

財調に積むのが1億2,000万円、今回も目的基金として積むことはしないのですか。

最近の傾向では、繰越額で1億、2億円積んで翌年財調などに持っていき、翌年度には財調を取り崩す、自転車操業としか思えない。あえて繰り越して残しているとしか思えない。財政計画の見直しなどもやっており、これこそ本来健全になっていくべきところではないのですか。

基金の繰り入れを入れると基金の積み立てがどれくらいになりますか。基金の繰り入れを1億2,000万円にした根拠は何ですか。

財産に関する調書の質疑では、歳入歳出外現金、住宅敷金について、これは何件分ですか。新しく建っている住宅は、幾らを設定しているのですか。山王団地の人たちはどうなるのですか。

等々の質疑のほか、多数の質疑がなされ、意見では、28年度の予算書の段階で反対していました、自衛隊関連予算。学力テストの予算。別府住宅の住宅建設に関する予算に対しては、身の丈に合ったものを建てるべき。と反対していましたが、そのまま執行されていますので、反対します。反対理由にはしませんが、不用額の問題でもう少し予算の段階での精査、補正をかけて減額すべきではないかと指摘をします。

今年度、2億9,600万円余っている形を見せる、財調に1億2,000万円持っていく、翌年度は始まってすぐ取り崩して使っている。自転車操業と言わず何というのか。この形であれば数字上は2億9,600万円の黒字、財政収支率の上では黒字です。そういう傾向で町の財政を運営していることに大変危機を覚えているので、今回の決算に賛成することはできません。

等々の反対意見がなされ、採決では原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから議案の審議に入ります。

日程第3. 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第38号職員の育児休業等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。今回の条例全面改正により、育児休業による職員の労働条件の悪化が軽減された。育児休業をとりやすくなったと考えています。このことは民間企業で働く方々にも今後広がっていく先例となると確信し、この条例の全面改正について賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） では、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号職員の育児休業等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第39号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第41号 平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第41号平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議員席2番、山本。議案第41号平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

1つ、平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算は、町営山王団地から別府団地及び役場庁舎増改築などの建設、そして長期道路計画のないまま急に始まる道路新設や拡張など、大型予算が短期間に集中されている。これらへの計画段階から議会が具体的な説明を幾度も求めてきたが、具体的なことは行われず、財源の見直しはもちろん、議会の附帯決議さえ尊重されなかった。まして、決算議会で事業の総括質疑さえ答えず、検証を行えないことは議会軽視そのものであり、町民負託を受けた議会への冒瀆ではないのか。

2つ、今期は当初予算29億9,900万円と、30億円を切る予算計上であった。決算後の歳入は38億5,378万4,000円、歳出は32億2,785万5,430円であり、実質収支額は2億9,664万円の残額ではあるものの、近年同じ形で行われている基金繰入金3億5,939万1,320円補填され、実際の今年度収支は1億3,737万6,000円の赤字であった。毎年計画的に特定基金を積み立てずに切り崩して使い、普通預金である財政調整基金へ繰り入れを繰り返し、収支をよく見せるかのような行為を続けることに、町民負託を受け、子や孫たちに責任を持つ立場である議会議員として到底認めることはできません。

以上のことから、決算認定に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席番号4番、梅津です。平成28年度一般会計予算案につい

て、賛成討論をし、今回の9月決算議会において審議に臨みました執行部の各担当課の説明を理解し、評価し、この歳入歳出決算についても賛成をいたしたいです。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 反対の理由は、予算段階で反対していた内容が執行されていることです。

まず、自衛隊関連予算に関して、多くの反対の中で強行成立された安保法制、戦争法のもと、安倍政権は一貫して戦争する国づくりを進めています。そこに大きな役割を果たしているのが自衛隊です。国民を二分して評価がなされている自衛隊に特別扱いとも言える予算執行は許されません。

2番目、別府団地建設予算に関して、山王、別府団地の建設が続く中、これが福祉政策としての町営住宅のあり方なのかと疑問視する町民の声があるのは事実です。公営住宅建設そのものへの反対ではなく、身の丈に合ったものを求めるべきと反対していましたが、執行されております。

3番目、学力テストに関して、先日の一般質問で学力テストの結果分析から、幾つかの取り組みがなされている事実が報告されました。一つの結果をも貴重な資料として教育に生かす態度には、誠実さを感じました。

しかし、一方で、1回のテストで子供たちの現状を談じることは、適切ではないと思います。また、そのたった一つの結果で、教師の実践力、力量が問われることになれば、教師たちへの圧力になりかねません。それが子供たちにはね返ることも十分考えられます。

全国レベルで見れば、かつてよい成績を残せないと予想できる子供に欠席を指示した先生もいたとのこと聞いたことがあります。総じて、メリットよりデメリットが大きく、実施するべきではないと主張していましたが、執行されています。

以上が反対の理由です。

また、決算審議の中で不用額の大きさに疑問を覚えました。計画をもっと精査し、予算計上すること、必要な減額補正を行うべきことを意見として述べ、反対討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 入れかわり立ちかわり、反対討論いたします。7番、是石です。議案第41号28年度一般会計歳入歳出決算に対する全体審査について、まず不用額処理については、年度途中で補正処理すべきと考えます。また、多額の不用額を財調にとどめ置いています。目的基金の使用については、目的趣旨を考えて、慎重にあるべきと考えます。よって、議案第41号28年度一般会計歳入歳出決算には反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長報告は認定するものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立6名です。よって、議案第41号平成28年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第6. 議案第42号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第42号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 住民の担税能力を超える国保税を少しでも抑えるために、長年にわたって一般会計から任意の繰り入れが行われてきましたが、28年度はこれになされておられません。国民健康保険制度に対する国の施策及び県単位化にも反対の意思を表明して、反対の討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、県への統合、移管が来年と迫っている。保険税、保険料の算定など、不明な部分が残っているが、それらの関係する情報が入り次第、その都度町民へ説明と情報提供を行うこととして、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定するものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立8名であります。よって、議案第42号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

**日程第7. 議案第43号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について**

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第43号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 高齢者を年齢で区別し、負担増を押しつける制度そのものに反対です。よって、この決算の認定に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定するものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立8名であります。よって、議案第43号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第8. 議案第44号 平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第44号平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算について、賛成討論を行います。

奨学金制度であるが、未成年の生徒本人の借金である。その借金と生活費を担うために働き、本業の学業が進まず、留年や卒業をあきらめざるを得ない実態があると聞く。

このような本末転倒のことが起きないように、給付型奨学金や、高校、専門学校、大学を卒業と同時に支払い義務が生じている若者への負担に対する助成や免除に、吉富町独自の施策などの創立を検討されつつ、制度維持を行っていただきたいと期待を込めて、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号平成28年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第9. 議案第45号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第45号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

● ● ●

**日程第10. 議案第46号 平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について**

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第46号平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 生命の維持に必要な水に消費税をかけています。よって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長報告は認定するものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立8名であります。よって、議案第46号平成28年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。11時再開です。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第11. 議案第47号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 修正動議を提出いたします。書面にて事務局に提出しておりますので、御観察をお願いいたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ただいま山本議員外1名から、議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議が提出されました。この動議は2人以上の発議者がありますので、成立しました。

事務局に議案の配付をいたさせます。

議案配付のため暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時02分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

本案に対しては、山本議員外1名から、お手元に配付されました修正の動議が提出されました。これを本案とあわせて議題といたしたいと思っております。

提出者に修正案の説明を求めます。山本議員、説明。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議の提出理由を述べます。

今回の補正予算について、次の理由から修正を行うものとする。

6款農林水産費2項水産業費2目水産業振興費15節工事請負費1,700万円、漁村センター下水接続及び多目的トイレ設置工事費である。

修正理由は、歳入である漁業振興基金は、漁港内に漁具倉庫や水産加工施設設置など、漁業振興事業の円滑な推進に要する費用であり、公衆トイレ設置費としての用途は、本来目的と違うのではと思われる。

2つ目、今回の設置場所である漁村センターの下水道接続工事は、住民と自治会の要望であり、速やかな工事の必要を議会の総意として賛成するが、多目的トイレ設置後の管理について、地元意見の反映がされておらず、運営に関しての疑問が拭えない。

3つ目、また、障害者用多機能型トイレは、以前より議会から設置を求めるものであり、まずは、現在ある施設への改修・更新が先ではないのか。

以上のことから、今回の補正予算の一部を削除修正するものであります。

以上が、本議案を修正する説明であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから、まず、修正案に対して質疑を行います。御質疑はありませんか。ありませんか、質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、委員長報告に対する御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。まず、皆さん、よく聞いてってくださいよ。聞き間違いのないように。まず、原案賛成（修正案反対）の討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員議席3番、太田です。全ての町民が住みなれた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら、心豊かな生活を送ることのできるよう、誰もが望んでいることと思います。

また、住民の方が利用する公共施設に関しても、満足を提供する義務もあることと思う。また、国も公共施設には多目的トイレの設置・改善を進めています。

社会参加してもらうためにも、オストメイトの方やおむつかえシート、ベビーチェアなども備えることで、車椅子利用者だけでなく、内部障害者、子供連れなどの多様な人が利用可能にな

り、ユニバーサルトイレとしての機能が十分に果たせ、社会参加を目指す人たちのためにも、設置に逆行するのではなく、順行し、一日も早い議会議員としての役目と考え、原案に賛成し、修正案に反対します。

○議長（若山 征洋君） 続いて、原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

もう一度言います。原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 再度、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。この予算については、多目的トイレ施設は、福祉のまち、吉富町、人に優しいまちづくりという観点から、健常者であれ、身障者の方であれ、どなたでも使用できる施設となり、吉富町の福祉政策の取り組みを内外に発信できるシンボリックなものであります。

何よりも、これは産業建設課が行うということを見れば、全課を挙げて福祉に取り組んでいるという姿勢を大いに評価すべきです。

維持管理という点が問題視されていますが、共助・公助での取り組みである程度カバーはできると思いますが、補完的な管理方式として、町内にある身障者施設等に御協力をいただき、週何度かの清掃、物品の管理・交換などができれば、これも福祉事業の意味合いをなすと考えます。

公園内であれ、施設内であれ、外部にあるトイレの維持課管理は大変難しい点多々ありますが、この事業を契機に、もう一度、自助・共助・公助のバランスを再構築され、もとより地元住民の声を聞きながら、議会、執行部が共助での姿勢を示しながら取り組んでいることが重要だと考えます。

そういう点を強く訴え、賛成討論といたします。原案に賛成という意見であります。

○議長（若山 征洋君） 続いて、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。原案に反対、修正案に賛成の立場で討論したいと思います。

今、原案に賛成の方の意見をお聞きしましたが、この場所は、以前は防災マップの中に、防災拠点として指定されておりました。今回、外れております。これはなぜかといいますと、非常に防災の観点から危険だろうということだろうと思うんです。危険だから外れたんでしょう。現に、古表神社は指定されております。そういったところに、ちょうど同じような箇所に町のお金で建てられた公共トイレがございます。そこにも福祉というか、多目的トイレが設置されておりますが、さらにオストメイトでしたか、そういう方のトイレとして改造することは可能だろうと思います。先ほど、ユニバーサルトイレと言われましたが、先ほどの防災拠点指定から外されたようなところに、そういうものを持っていくというのはいかがなものかと思えます。

さらに、この目的基金の使用です。目的基金は、趣旨に沿っておりません。発議の趣旨の中にあっただと思いますが、目的基金を積み立てたものから、趣旨に沿わない使用の仕方、これはもっと慎重であるべきと思います。

ですから、ユニバーサルトイレは必要だろうと思いますし、それに反対するものでもありません。でありますから、今言った防災拠点に示されているところにそれをつけるべきだろうと思います。よって、原案に反対、修正案に賛成でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 続いて、原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、再度、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席、4番席、梅津です。一般会計補正予算（第3号）について、原案賛成、修正案反対の意見を申し述べさせていただきます。

原案については、住民基本台帳システム等の改修で、マイナンバー制度の旧姓表記の事業費が上がっています。このことは、委員会でも申したとおり、旧姓併記を望む特に女性の方のニーズに非常に合ったものだと理解しております。

また、道路橋梁費の中には、かねてより住民の方から危険を指摘されておりました直江のJR下の工事が上がっております。これはJRとの調整において、担当課は非常な御苦勞をいただいて、改修工事が今回計上されています。このことを特に賛成の意味で意見を申し述べさせていただきます。修正案に反対の意見といたしましては、既に同僚議員2名の方が言われたことと全く同じ意見を持っておる私ではございますが、あわせて言わせてもらえれば、漁村センターは、漁村センターに用事がないとなかなか行きにくい。それが今度の計画では、そこだけ外から入れる、24時間で入れるということ、それから、古表神社のトイレについては、これは生死を危うくするような避難場所としては、古表神社に避難するということが指定されたんだと思うんですけども、日常においては、いろんな日本には宗教上の理由の方がおられます。神社敷地には踏み入れたくないという方もいらっしゃるやもしれません。そういった意味では、一刻も早く神社敷地から違うところにつくられる今回の計画には、大いに賛成するところです。

また、維持管理についても、全協の場で担当課を呼んで、非常に親切丁寧な御説明を受けたので、私はそのことを理解し、この修正案に反対するものといたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 続きまして、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 単に多目的トイレの設置それだけを考えれば、福祉の充実と言えます。しかし、問題点の一つに、清掃を含めた管理をどこが担うかについて、地元関係者との間

で合意が得られていないという現段階の状況があります。

予算議決前にそういう話をするのは、議会軽視との声もありますが、議決後にはという前置きで合意の確認をすることは、軽視にはつながらないと考えます。むしろ、こうした地元合意のないこうした事案については、議決された事実を盾に、それしかないという態度で負担ともなり得る作業を伴う管理を地元押しつけることになりかねないのではないのでしょうか。

私は、委員会での議決の後、執行部による地元の地域の自治体役員会への働きかけがなぜなされなかったのか、不思議に思っています。自治会長ではなく、自治会の役員会です。それがなされなかったということが本当に不思議に思います。地元合意のないことが、私の主な原案反対、修正案賛成の理由です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 再度、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 続いて、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についての反対討論。

1つ、議案第47号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第3号）には、3款民生費2項児童福祉費6目幼保一体化施設こどもの森費13節委託料、不動産鑑定委託料40万円、測量等業務委託料39万円、合計79万円、駐車場としての農地の取得費が含まれる。今までの道路用地取得の通例では、農地購入は1坪当たり1万5,000円、住宅地などについては2万円であった。しかし、今回は、町が希望したから、また、道路と違うから、1,000平米を超えるから、その都度の条件で変えるなどの理由から、不動産鑑定を行った上での土地取得との説明である。過去、町へ、さきの条件で協力してくださった土地提供者への不公平感がぬぐえず、その都度、思いつきのように購入条件を変更することは問題であると、賛成できない。

2つ目、6款農林水産業費2項水産業費2目水産業振興費15節工事請負費1,700万円は、漁村センターへの下水道接続工事費約300万円と、同センター敷地内に多目的トイレ設置工事費約1,400万円との説明であった。下水道接続に関しては、自治会など地元からの要望によることであり、議会として賛成であるが、多目的トイレに関しての財源は漁業振興基金から全額負担であり、目的基金の使途として間違っていると思われる。

説明では、障害者福祉の一環の町としての整備に必要を強く訴えているが、それであれば、なおさら基金の使途とは違い、福祉基金や交付金など、補助メニューなどの他の財源を活用すべきである。また、設置後の管理について、地元との調整ができていないなど不備が多い。

まずは、現センターのトイレ改修や、好意により町が設置して使っている古表神社野外トイレ

の多機能化改修を、議会への説明と住民との協議の上で行うべきと、原案に対して反対討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 再度、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 続いて、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これより、まず修正案を採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立5名であります。よって、議案第47号の修正案は可決されました。

それでは、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。本案の修正議決を除く部分は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。御異議はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 本案に対して、原案に対して反対いたします。

以上です。

修正案を除く原案に対して反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。本案の修正議決を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立7名であります。よって、議案第47号の修正議決した部分を除く原案は可決されました。

日程第12. 議案第48号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第48号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第49号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議案第49号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第50号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、議案第50号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

日程第15. 議会報告会の実施について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議会報告会の実施についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読、説明いたさせます。事務局。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、まず議案名ですが、議会報告会の実施についてであります。

内容の説明に入りますが、この議会報告会の実施につきましては、議会の中で議決をし、実施することが適当ということになっておりますので、その議決をいただくものであります。内容につきましては、お手元、議会報告会の実施についての記の下からずっと書いております。

1、目的として、議会の説明責任を果たすとともに、町民の方との対話を通じて信頼関係を築き、それぞれの地域が抱える課題などについて、町民の意見を聴取して議会活動に生かし、また、議会運営の改善を図ることを目的とする。

2、実施場所、各自治会長と協議し決定した場所（吉富町内）。

3、期日、平成29年11月1日から11月30日までの間で、各自治会長と協議し決定した日程。

4、議員の派遣、吉富町議会議員全員（10名）。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 事務局より説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議会報告会の実施については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については原案のとおり可決されました。

日程第16. 議員派遣の件

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

事務局に議案の朗読、説明をいたさせます。事務局。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、まず議案名ですが、議会派遣の件となっております。

こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、議会報告会を実施するに当たり、地方自治法の規定、会議規則の規定に基づきまして、議員の派遣を決定する際、議会の議決が必要ということになっております。

したがいまして、本議案を提出するものであります。内容については、先ほど議会報告会の実施についての中での記の後に申し上げたとおりであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対しての御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

日程第17. 意見書第2号 道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第17、意見書第2号道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書を議題といたします。

事務局に意見書を朗読いたさせます。

○事務局書記（太田 恵介君） 意見書第2号道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） では、意見書の提案理由を申し上げます。

この意見書（案）につきましては、国において、地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保するとともに、道路財特法のかさ上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望するものであります。

詳細につきましては、別紙意見書（案）のとおりであります。よろしく御審議、御議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対しての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 限られた国の財源をどう使うかという問題があります。高規格道路は一定整備されていると認識しており、生活道路こそ優先すべきと考えますので、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立8でございます。よって、意見書第2号道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書は原案のとおり可決されました。

日程第18. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第18、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第3回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時37分閉会